

# 消費税率改定に伴う乗合バス運賃の改定について

平素は、当社バスをご利用いただきましてありがとうございます。

このたび、10月1日より消費税率の変更に伴い、消費税及び地方消費税引上げ分（8%→10%）を乗合バス運賃へ適正に転嫁させていただきます。今後も、安全輸送、サービス向上に努めるとともに、お客様に愛され親しまれるバスをめざし、尚一層の努力を重ねてまいりますので、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 【普通旅客運賃】

9月30日までの運賃額	10月1日以降
270円 ～ 800円	10円加算
810円 ～ 1,340円	20円加算
1,350円 ～ 1,880円	30円加算
以降、運賃額に110/108を乗じ、10円単位に四捨五入した額とする。	
津地帯制2区 240円	10円加算
津地帯制3区 260円	10円加算

## 【定期券運賃】

券種	10月1日以降
通勤定期券	現行定期券額に110/108を乗じて、10円単位に四捨五入
通学定期券	現行定期券額に110/108を乗じて、100円単位に切り上げ

## 【変更・払い戻しにかかる手数料】

9月30日までの手数料額		10月1日以降
普通券	100円	110円
回数券	210円	現行据え置き
定期券	520円	現行据え置き

※一般乗合旅客自動車運送事業  
標準運送約款一部変更(予定)による

## 【改定による乗車券類の取扱いについて】

令和元年9月30日までにお買い求めの乗車券は、次のとおりお取り扱いいたします。

- ・定期券 ☆お手持ちの定期券は通用期間中そのまま有効です。  
☆通用開始日が改定日(10月1日)以降であっても、9月30日まで購入される場合は旧運賃になります。
- ・ICカード ☆そのままご使用ください。(新運賃をカードから引き落とします)
- ・回数券 ☆改定日から、券面表示運賃と新運賃の差額を補充してご使用ください。  
ただし、区間指定のあるものは、通用期間中そのまま有効です。
- ・バスカード ☆そのままご使用ください。(新運賃をカードから引き落とします)
- ・普通券 ☆区間指定のあるものは、通用期間中そのまま有効です。
- ・高速バス乗車券 ☆通用開始日が改定日(10月1日)以降であっても、9月30日まで購入される場合は旧運賃になります。

### 払い戻し

◎乗車券の払い戻しが必要な方は、当社の発売窓口にお申し出下さい。

券種	払い戻し額	払い戻し期間
普通券	券面表示額	令和元年 10月31日まで
回数券	発売金額(1冊分)×残券枚数 ／総券片数(1冊分)	

詳細は、三重交通 乗合営業課(059-229-5533)  
または最寄りの営業所へお問い合わせください。